

(仮称)門真市自治基本条例素案に対する議会意見一覧

H24.4.16 第9回門真市自治基本条例制定検討委員会資料

		意見
1	前文P1・2行目	「縄文時代の土器や弥生時代の銅鐸が発見されるなど」の表現は必要なのか。
2	前文P1・12行目	「平和憲法の制定や核兵器の廃絶に歴史的活躍をした人々をはじめ」を入れるなら門真市の名誉市民である松下幸之助氏のことにについても、記述があっても良いのではないか。
3	前文P1・12行目 及び 前文説明P3・1 行目	・条例の説明に「幣原喜重郎」や「安井郁」といった個人名を記述する必要はないと思う。 ・「幣原喜重郎」は前文に記述したら良いのではないか。
4	前文P1・11行目	「義民」という言葉が「条例文にはふさわしくない」という理由で削られたのは納得できない。
5	前文P1・16行目	「平成12年4月に、わが国は地方分権の夜明けを迎え、」とあるが、何が夜明けを迎えたのか記載した方が良いのではないか。
6	前文P2・2行目	「所得格差など」という記述があるが、本条例制定で「所得格差」を解決できるわけではないので、不要ではないか。
7	前文P2・3行目	「品格があり」という表現が新たに加えられているが、必要なのか？
8	前文P2・7行目	「ありがとうの気持ちと奉仕の精神」とあるが、違和感がある。特に「奉仕の精神」は現在、あまり使われていない表現であり、この条例には似つかわしくない。
9	前文P2・7行目	「楠が大空に向かって高くそびえるその姿のように」という記述があるが「楠」が何を示しているのか分かりにくいので、「薫蓋樟」と明記した方が良いのではないか。

		意見
10	前文P2・12行目	「総合計画等の計画がめざす姿」と表記されているが、「総合計画等がめざす姿」で良いのではないかな。
11	前文全体P1・2	前文が長すぎるので、簡潔な前文にして、後書きで細かいことを書く方法をとれないかな。
12	前文全体P1・2	「非核平和都市宣言」は全国ではありきたりなものではないので、本市が誇るべきものとして前文の中に加えるべきだと思う。
13	第1条	「市民福祉の向上」は「市民福祉の増進」が良いのではないかな。
14	第2条第3号	用語の定義において、「(3)議会」の説明の中で、議会と市民の関わり方を明記した方が良いと思う。
15	第2条第4号	「市長、教育委員会…」とあるが、第12条で職員のことを記述するなら、ここで職員の位置付けを明記した方が良いのではないかな。
16	第4条の見出し	「(最高規範性)」としているが、ここまでの表現にする必要があるかな。
17	第4条の見出し	「(最高規範性)」としているが、現在ある条例との整合性はどのようになるかな。
18	第4条の見出し	「(最高規範性)」としているが、「市民憲章」との位置付けの違いを明確にしなくて良いかな。
19	第5条第2号	「市民、議会及び市役所は、市や地域に関わる情報の収集に努め、主体的に関わることを原則とします。」とあるが、市役所がすべきことなので、「及び市役所」を記述しなくても良いのではないかな。

		意見
20	第5条第3号	「市民、議会及び市役所は、対等の立場で…」と記述されているが、議会が市民の代表者であることが見えにくい表現と思う。
21	第5条第3号	「特長」と表記されているが、文言としてこの漢字の使用で良いのか。
22	第6条見出し	「(総合計画)」とあるが、なぜ示しているのか。
23	第6条第3項	「議会は、総合計画の実現に向け、市政運営の監視及び協力等に努めます。」とあるが、これが議会の仕事なので、「努めます」という表現は弱い気がする。
24	第7条第1項	「モラル(道徳)」と表現しているが、「市民道徳」という表現はどうか。
25	第7条第1項	「自助努力」とあるが、市民が自律するというような趣旨は分からなくもないが、自己責任等と同じような表現に感じる。市の条例であることを考えると、マイノリティへの配慮に欠ける表現のように感じる。
26	第7条第1項	「人権」や「差別」といった表現が、前文の説明に1カ所のみである。もう少し「人権」という表現が必要と考える。
27	第7条第4項	1. 第4項で「国際化」に触れてはどうか。 2. 「門真の歴史や文化を学び」は市民に学ぶことを押し付けている感じがする。「親しみ」のような表現が良いのではないか。 3. 第4項は他の項に比べ、狭い内容になっていると感じる。
28	第9条、第10条	議員の役割の中で、「市役所を監視する機関の一員として」と表記するのであれば、議会の役割に「市役所を監視する機関」という位置付けが必要ではないか。
29	第9条	第9条第1項を「議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識して意思決定に臨むとともに、行政活動が常に民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、改善を求め活動します。」という表記にしてはどうか。

		意見
30	第9条	第9条に第3項を加え、「議会は、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営を行い、各議員の対等平等の原則に立った民主的運営に努めます。」という表記にしてはどうか。
31	第9条	第9条に第4項を加え、「議会は「良識の府」、「言論の府」であることを強く自覚して自己改革に努めます。」という表記にしてはどうか。
32	第9条説明	「市民に開かれた議会、市民常識に沿って民主的に運営される議会を目指し、市民を起点とした政策議論がおこなわれるよう規定することとしました。」という表記にしてはどうか。
33	第10条	「市役所の公正な職務の執行の充実強化に努めます。」とあるが、意味が分かりにくい表現になっていると思う。
34	第10条	第10条第2項を加え、「議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。」という表記にしてはどうか。
35	第10条	第10条第3項を加え、「議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、討議の活性化に努めます。」という表記にしてはどうか。
36	第10条説明	「特定の地区や一部の住民グループをはじめ、」は不要ではないか。
37	第10条説明	「二元代表制の一方の雄」という表現はよいのか。
38	第10条説明	「そのためには議員としての資質を高める努力も必要とされます。」という表現を加えてはどうか。
39	第12条の見出し	「職員」の定義がされていないのに、ここで「職員」という記述が出てくることは違和感がある。

		意見
40	第13条	「広域行政」と章立てしているが、国や他の自治体等との連携に留まる表記になっており、「広域行政」とは意味合いが違うのではないか。
41	第14条第2項	「市民、議会及び市役所は、相互の役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策過程において、協働関係を構築していきます。」とあるが、市民は議会にどう関わるのか。
42	第15条	「(地域自治の推進)」と記述されているが、そのための市役所の支援について触れていない。地域自治の推進には市役所の支援が必要であると思う。
43	第16条	地域会議は必要なのか。どのような経緯でこの条文が含まれたのか。具体的な中身はどのようになるのか。
44	第16条	地域会議の代表者は、地域をまとめる役割を持つのではないか。議員は市役所のチェック機能に特化されるのではないか。
45	第16条	校区門真まつりのように、地域で取り組み内容に格差が生じるのではないか。
46	第16条	地域会議の構成員はどのようになるのか。条例が想定する地域会議本来の役割を果たすことが困難な状況になった場合に、どのように対処するのか。
47	第17条説明	「門真の17条憲法」と説明されているが、この表現で良いのか。
48	第17条	門真市自治基本条例推進委員会の構成員などはどのようになるのか。
49	全体	なぜ、自治基本条例が必要なのか。市民から必要との意見はあったのか。条例制定によりどのようなことがおこりうるのか。

		意見
50	全体	原案は言い切り表現が多いが、素案は柔らかい表現になっている。それは良いのか。
51	全体	罰則規定がないとはいえ、憲法を謳っている以上、条例に反することはできないのではないかと。例えば、議会への参加・参画について、市民が委員会での発言を求めた場合に、どのような措置をとるのか。
52	全体	条例の市民には、反社会的な人も含まれるのか。
53	全体	条例でNPOのことに言及しなくて良いのか。
54	全体	条例の耐用年数はどの程度と考えているのか。時代が変われば、施策の優先順位も変わってくるのではないかと。
55	全体	自治基本条例に対し、興味がある市民がいるものの、多くの市民は興味が無い。制定するだけでなく、自治基本条例に対する市民の認識の違いを埋めることが必要。
56	全体	市民に報告するには準備不足で、議会、市民への条例の更なる周知が必要と思う。
57	全体	条例に拘束力がないのはいかがなものかと思う。
58	全体	他の条例制定などについても、今回の「自治基本条例制定」に向けた議会説明と同様に、丁寧な説明をする必要があると思う。
59	全体	議会特有の権能に対する行政側の保証措置や、有権者市民の負託を受けた＝選挙で選ばれた議員とそれによって構成される議会で行政の施策や計画がきちんと審議されるための保証措置がほとんど考えられていないし、言及もされていない。